Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme
参加大学選定に係る審査要領

令和８年５月２５日
文部科学省高等教育局

１．通則

Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme（以下「AIMS Programme」という。）への参加大学の選定に係る審査及び審議は、文部科学省が設置する「Asian International Mobility for Students Programme (AIMS Programme) 参加大学選定のための有識者委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

２．審査方法

（１）各委員は、提出された申請書および添付資料について、別紙の参加大学選定審査基準に基づき書面審査を実施する。
（２）書面審査の結果を踏まえ、委員会における審議を経て、AIMS Programme 参加大学の選定候補を決定する。
（３）文部科学省は、委員会の審査結果を踏まえ、AIMS Programme 参加大学を選定する。

３．開示・非開示

（１）委員会の審議内容

委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則非公開とする。

（２）委員等氏名

委員会の委員名は審査終了後に公表する。

４．委員の遵守事項

（１）利害関係者の排除

委員は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にある申請に関する審査は行わず、当該計画に関する個別審議にも加わらない。

〔利害関係があるとみなされる場合の例〕

・申請計画に関与し得ている場合
・申請のあった大学に役員として在職（予定含む。）あるいは専任または兼任として在職（予定含む。）している場合
・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合（この場合は申し出に基づき委員長が利害関係者に該当するか否かを判断する。）

（２）秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に関係する情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

別紙

Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme

参加大学選定審査基準

１．評価方法・項目

書面審査にあたっては、以下で示す観点に基づき申請書等の内容を確認し、評価項目ごとに評価を行う。その上で評定を付し、併せて所見を記載する。

２．評価項目と観点

機関要件及びAIMS Programme共通要件については、文部科学省担当官が事前に確認を行う。

（１）プログラムの大学の戦略上の位置付けと適切な目標設定

観点①　本プログラムが、大学の東南アジア諸国等との交流方針等に位置付けられているか、及び、その位置付けを踏まえ、AIMS Programmeへの参画が大学の国際競争力強化に係る戦略においてどのような意義を持つのかが明確に示されているか。

観点②　養成する人物像について、大学の強み・特色を生かし、取組の内容との整合性にも留意しつつ具体的かつ明確に設定されているか。

観点③　受入数と派遣数は、計画に基づき実現可能であり、かつ目標として掲げるに相応しい水準の数値が設定されているか。

（２）プログラム内容

①質保証を伴う国際交流プログラムとなっているか

観点①　透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、参加希望者に対する適切な語学力等の要件の設定、学生が履修可能な上限単位数及び下限単位数の設定、明確な外国語によるシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。

観点②　交流プログラムの実施にあたり、単位の相互認定や成績の取り扱い、学位授与までのプロセスについて、相手大学との間で明確な合意と運用ルールが整備されているか。

観点③　学生に対し、十分な事前・事後の教育や学修支援、卒業・修了後を含む継続的な状況確認等を行うことで、留学の教育効果を把握し、持続させる取組が行われているか。

②付加価値の高い教育プログラムとなっているか

i)基幹的要素

観点①　大学の強み・特色が生かされた連携となっているか。
観点②　協働／共修活動を含むことにより、プログラムにおける双方向性・対話性が確保されているか。
観点③　実施報告会やシンポジウムなどを通じた学内外への活動・成果の積極的な発信など、プログラム成果を広く波及させるための取組が計画されているか。

ii) 発展的要素

観点①　受入プログラムについて、基礎・専門科目などの授業科目に加え、産学連携による企業訪問や企業・研究室等での就業体験（インターンシップ）などを含む教育・実践融合型のプログラムとなっているか。
観点②　受け入れた学生と地域住民との交流、文化、芸術の体験など国際体験を通じ、学生の視野や可能性を広げるプログラムとなっているか。
観点③　双方の学生にとって、より長期間の留学に向けた動機付けを見込めるプログラムとなっているか。
観点④　双方の学生にとって将来のキャリア形成につながる内容になっているか。
観点⑤　上記の観点の他、AIMS Programme に相応しい独自性・新規性を有する取組が盛り込まれているか。

（３）実施体制

①AIMS の留学モビリティを支える基礎的環境が確保されているか

観点①　学生の修学及び生活を支えるため、関係部署が連携し、各種相談対応、危機管理、学修支援及び生活支援等を円滑に提供する総合的なサポート体制が双方の大学において整備されているか。
観点②　AIMS レビューミーティング（※）や各種事業への協力など、AIMS Programme の主要な取組に参画できる体制となっているか。
※レビューミーティング：AIMS Programme に参加する政府および大学が一堂に会し、AIMS Programme の成果や課題を共有し、さらなる発展に向け議論を行う会合。大学にとっては、連携先の大学との打合せや新たな連携大学の開拓機会としても利用されている。
観点③　プログラムを修了した学生に対し AIMS Programme 同窓会ネットワークへの参加を積極的に呼びかけ、留学期間中の経験を後進学生と共有し、同窓会ネットワークをキャリア形成に役立てることができる取組が含まれているか。

②プログラム目標を実現する計画及び体制が構築されているか

観点①　（受入・派遣の目標数や養成する人物像など、）設定した目標を実現するための人員体制、経費、スケジュール、学内連携体制が、合理的であり、かつ実現可能な内容となっているか。

観点②　相手校と組織的かつ継続的に教育連携を実施するための体制が構築されているか。

（４）東南アジア諸国の大学との学生交流実績（※AIMS Programme を通じた学生交流実績も含む）とその成果、及び、予定する取組の―先導性と実現可能性

（※申請機関が学生交流実績を有する場合に限り任意で回答）

観点①　東南アジア諸国の大学との間に顕著な学生交流実績を有しているか。

観点②　予定するプログラムには、交流実績に相応しい先導性・実現可能性が認められるか。

３．評価基準

（１）評価項目ごとに五段階の評定を付すものとする。また、審査項目については、その重要度に応じて項目ごとに係数を乗じ、評点に重み付けを行うものとする。

評点	評　価	点数換算
a	大変優れている	５点
b	優れている	３点
c	妥当である	２点
d	やや不十分である	１点
e	不十分である	０点

○評定　＜１００点満点＞

評価項目	係数	a（５点） 大変優れている	b（３点） 優れている	c（２点） 妥当である	d（1 点） やや不十分である	e（０点） 不十分である
（１）プログラムの大学の戦略上の位置付けと適切な目標設定						
	２．０	１０	６	４	２	０
（２）プログラム内容						
①質保証を伴う国際交流プログラム	２．０	１０	６	４	２	０
②–i　付加価値の高い教育プログラム【基幹的要素】	４．０	２０	１２	８	４	０
②－ii 付加価値の高い教育プログラム【発展的要素】	３．０	１５	９	６	３	０
（３）実施体制						
①AIMS Programme の留学モビリティを支える基礎的環境の確保	４．０	２０	１２	８	４	０
②プログラム目標を実現する計画及び体制	２．０	１０	６	４	２	０
（４）東南アジア諸国の大学との学生交流実績（※AIMS Programme を通じた学生交流実績も含む）とその成果、及び、予定する取組の先導性と実現可能性						
	３．０	１５	９	６	３	０

（２）所見

付した評定の判断根拠や理由、留意事項、参考意見等を所見として記載する。特に高評価と低評価については、その理由を必ず明記するものとする。